

廃棄物減量等推進員の手引き

(令和6年度)

守谷市 生活経済部 生活環境課

はじめに

私たちは、経済的に恵まれた、大変豊かな社会の中で生活を営んでおります。

一方で日常生活の中におけるごみの量や質は大きく変化し、ごみの排出量は増え続け、ごみ問題が自然環境に与える影響は大きくなってきております。

そこで、限りある資源を有効に活用し、自然環境を保全するためには、ごみの減量と資源化を推進していく必要があります。

また、「資源化イコールリサイクル」というこれまでの考え方を見直し、「ごみを出さない」「リユースを行う（リサイクルショップの活用等）」といった新しい観点からの取組を進めていくことが重要になってきています。

ごみ問題は、個人の力だけではとても解決することはできません。市民全体が、自らの問題として真剣に考え、一体となって、ごみ問題を解決できる組織づくりが必要です。

国では、法律において、ごみの減量化・資源化を促進していくための「廃棄物減量等推進員」の規定を設けています。

このような状況の中で、守谷市におきましても様々なごみ問題に対処するためのリーダー的存在として、また、市と市民との橋渡しの役割をお願いするため、平成7年10月1日に廃棄物減量等推進員制度を導入し、日々活動していただいております。

廃棄物減量等推進員の皆様におかれましては、今後とも、ごみの減量化に向けて積極的な活動とご協力をお願い申し上げます。

目 次

1. 廃棄物減量等推進員について

- (1) 廃棄物減量等推進員の活動内容・・・・・・・・・・ 1
- (2) 廃棄物減量等推進員組織モデル・・・・・・・・・・ 2
- (3) 主な実施事業の内容・・・・・・・・・・ 3

2. ごみの処理状況について

- (1) ごみ収集処理の流れ・・・・・・・・・・ 4
- (2) ごみ排出量の推移・・・・・・・・・・ 5
- (3) ごみ減量のための各種補助金制度・・・・・・・・・・ 6

1. 廃棄物減量等推進員について

(1) 廃棄物減量等推進員の活動内容

① ごみ減量の推進

ごみを出さない、リサイクルを促進するといった観点に立ち、地域内でできる自主活動を推進し、ごみの減量に取り組んでいただきます。

(例) ・日常の消費生活においてリターナブルビンを使用することの提案

・買い物時のマイバッグ持参の推進(令和2年7月からレジ袋有料化)

・生ごみの自家処理の推進や食品リサイクル堆肥化事業への参加促進

・再生品(エコマーク認定商品)の購入

・自治会主催のお祭りなどでの使い捨て容器の使用自粛やごみ持ち帰り運動の提案

・雑がみ等の資源物のリサイクルの推進

② ごみ排出の適正化

各集積所の当番等を通じて、集積所へのごみの適正な出し方や分別等の指導及び啓発を行っていただきます。

●地区の実情に合わせた組織づくり

すでに当番制の実施や環境部会等の設置を行っている地区においては、その組織等を活用願います。

現在、組織等がない地区は、無理のない範囲で組織づくりを推進していただきます。

●分別、ごみ収集方法の徹底

上記の組織等を通じて、分別・収集日・ごみ出し時間等のルールの徹底に取り組んでいただきます。

③ 集団回収実施の促進

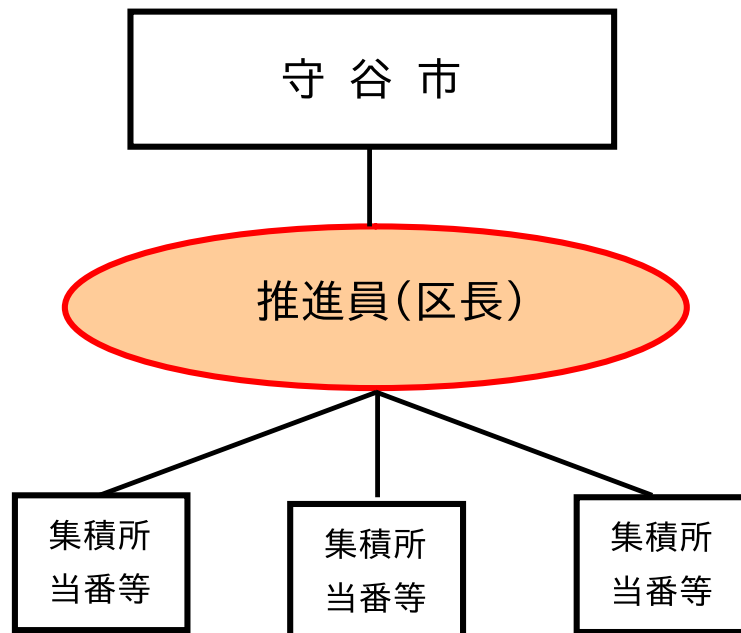
現在、地区・子供会単位で行っている集団回収の未実施地区においては、推進員が区長と連携をとりながら、集団回収実施を促進願います。

すでに実施している団体がある地区では、地域住民の参加・協力を促進していただきます。

(2) 廃棄物減量等推進員組織モデル

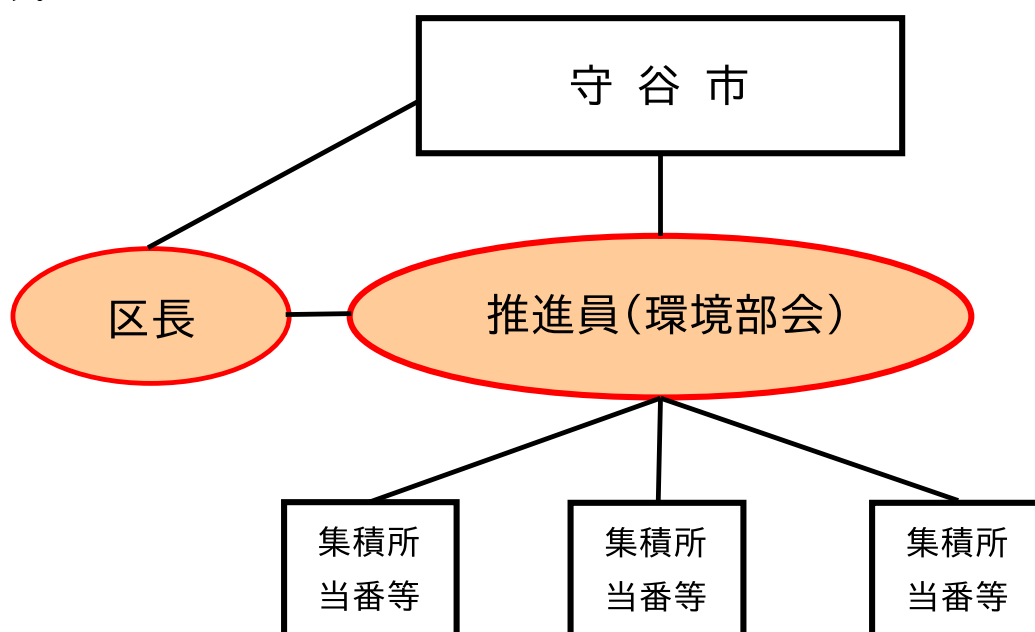
モデルA

●このモデルは、区長が推進員を兼ねる場合のモデルであり、一番多いモデルです。



モデルB

●このモデルは、推進員が区の環境部会等から選ばれる、または、これらの推進員を中心に、ごみ問題に関する独立した部署を自治会・町内会内につくる場合のモデルです。



(3)主な実施事業の内容

① 廃棄物減量等推進員会議

日 時	令和6年4月20日(土)
場 所	守谷市役所 大会議室
対 象 者	廃棄物減量等推進員
内 容	委嘱状交付 廃棄物減量等推進員制度の概要について その他

② 集積所での立哨

日 時	令和6年9月・10月の収集日 7:30頃 ~ 8:30頃
場 所	各地区ごみ集積所(ステーション)
内 容	ごみ集積所(ステーション)の巡回・立哨分別の適正な出し方の指導・啓発

③ 環境美化の日

日 時	令和6年6月2日／9月1日／12月1日 【各日曜日】 9:00 ~
実施区域	各地区の区域及び周辺の道路・公園等
内 容	各地区の清掃協力及び指導・啓発

④ 利根川河川敷クリーン作戦(第25回)

日 時	令和7年3月2日(日) 9:00 ~ 正午
実施区域	利根川及び鬼怒川河川敷
主 催	利根川河川敷環境保全実行委員会
共 催	守谷市
後 援	国土交通省利根川上流河川事務所
協力企業	守谷市建設業協会ほか
内 容	鬼怒川・利根川河川敷の一斉清掃

2. ごみの処理状況について

(1) ごみ収集処理の流れ

- 可燃ごみ……委託業者が収集し、常総環境センターで燃焼溶融処理後に、最終処分場へ
- 不燃ごみ……委託業者が収集し、常総環境センターで危険物・不適切物を除去後、資源化、埋立又は燃焼溶融処理
- 粗大ごみ……委託業者が収集し、常総環境センターで破碎処理し、鉄・アルミ等有価金属を回収して、可燃性残渣は可燃ごみへ、その他の残渣は最終処分場へ

○資源物

缶

委託業者が収集し、常総環境センターでアルミとスチールに分別後、プレスして再生工場・業者に引き渡し、リサイクルしています。

ビン

「無色」・「茶色」・「その他の色」の3色に分別して排出されたビンを委託業者が収集し、常総環境センターでさらに選別を徹底し、異物等を取り除いた後、「無色」「茶色」のビンについては、再生業者に引渡し、再製品化します。

なお、「その他の色」のビンについては、破碎して粒子状にし、骨材として再利用します。

ペットボトル

委託業者が収集後、キャップやラベル、汚れたペットボトルなどの異物を取り除き、圧縮梱包して再生業者に引き渡し、ペットボトルに再製品化します。

プラスチック製容器包装

委託業者が収集後、容器包装以外のプラスチックや汚れた容器包装などの異物を取り除き、圧縮梱包して再生業者に引き渡し、再生樹脂等に再製品化します。

- 古紙・布類…委託業者が収集し、市内の古紙問屋へ搬入しています。古紙は紙に、古布は海外への輸出や再利用・再生品化により、リサイクルしています。

【家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）】

平成21年4月から、冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・テレビ・エアコン・衣類乾燥機は、家電リサイクル法の対象品となるため、粗大ごみとして収集しておりません。

【家庭用“パソコンリサイクル”（資源有効利用促進法）】

平成15年10月1日から開始

【二輪車リサイクルシステム】

平成16年10月1日から、メーカー等によるリサイクルが開始

【自動車リサイクル法】

平成17年1月1日施行

【小型家電リサイクル法】

平成25年4月1日施行

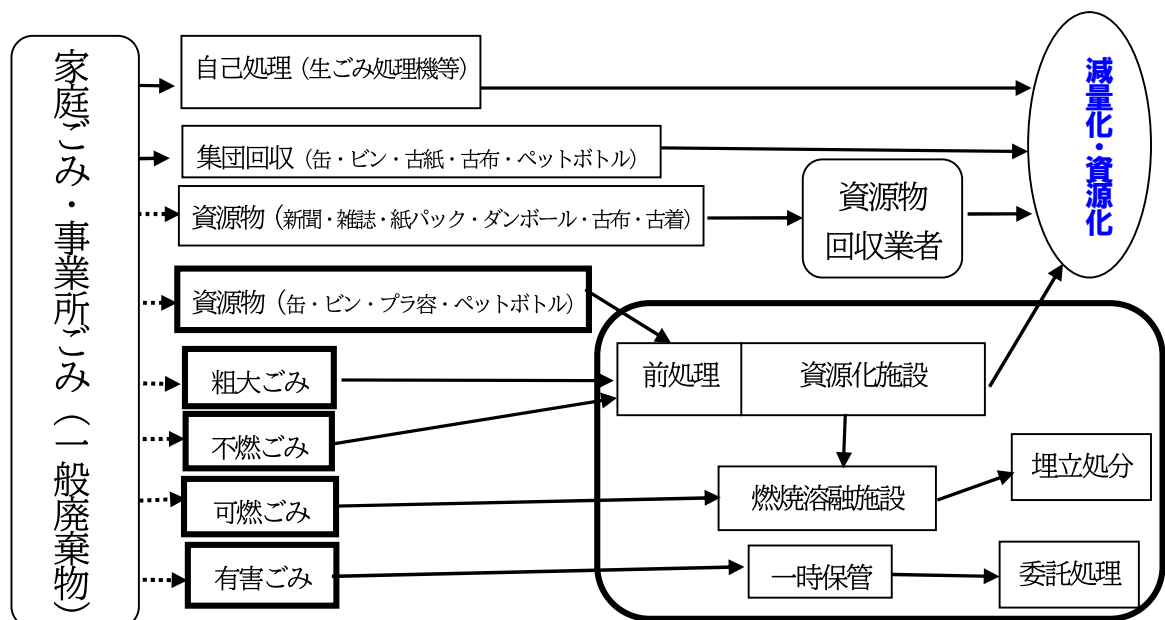
【容器包装リサイクル法（改正）】

令和2年7月1日施行

【プラスチック資源循環促進法】

令和4年4月1日施行

■ごみ処理フロー



常総地方広域市町村圏事務組合
(常総環境センター)

(2) ごみ排出量の推移

(資料2：②市内の家庭から搬出された年度別ごみ・資源物回収量(P. 2))

令和4年度の全体の排出量については、前年比で1.87%の減少となっております。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による不要不急の外出自粛によって増加した家庭ごみの一部が減少したものと考えられます。

また、令和4年度における可燃ごみの割合は、家庭ごみ全体の64%を占めており、その可燃ごみには約50%もの生ごみ(厨芥物)が含まれております。この生ごみを1人1日10g減らすだけで、年間約255tのごみの量が減る計算になります。

さらに、可燃ごみの約20%は紙類であり、資源としてリサイクルすることが可能です。コストやエネルギー、資源の節約のためにも、引き続きごみ減量の取組を積極的に行う必要があります。

なお、今年度は、ごみ減量化の施策の一つとして「5R」の取組を積極的に推進していく予定です。

※5R(発生抑制・再利用・再資源化・拒否・修理)

(3) ごみ減量のための各種補助金制度

○資源回収団体への報奨金

(資料1 資源物集団回収報奨金制度(P.2))

(資料2 ⑨資源物回収団体による集団回収(P.9))

登録団体に対し、回収量1kgにつき5円の報奨金を交付します。

(年3回以上実施が条件)

【資源回収実績】

平成30年度	62団体	842.5t
令和元年度	62団体	746.5t
令和2年度	57団体	653.2t
令和3年度	57団体	583.5t
令和4年度	54団体	560.2t